

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの保育所、幼稚園、こども園を利用する子供たちの利用料（保育料）が無償化されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

保育所、幼稚園、こども園を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- ① **保育所、幼稚園、こども園を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化**されます。

※通園送迎費、主食費、行事費などは、これまでどおり利用者の負担。

- ② **給食のある保育所、こども園では保育料に含んでいた給食費（副食費“おかず、おやつ代”）が別途負担**となります。

ただし、市町村民税所得割額が以下の金額の世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食費が免除されます。

- ・幼稚園クラス（1号認定）の子供：77,101円未満
- ・保育クラス（2号認定）の子供：57,700円未満

※主食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

- **0歳から2歳までの子供たちについても、住民税非課税世帯を対象とし利用料が無償化**されます。

※給食費はこれまでどおり利用料（無償化分）に含みます。

【多子世帯には更に軽減制度があります】

子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

（注）市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、第1子の年齢は問いません。

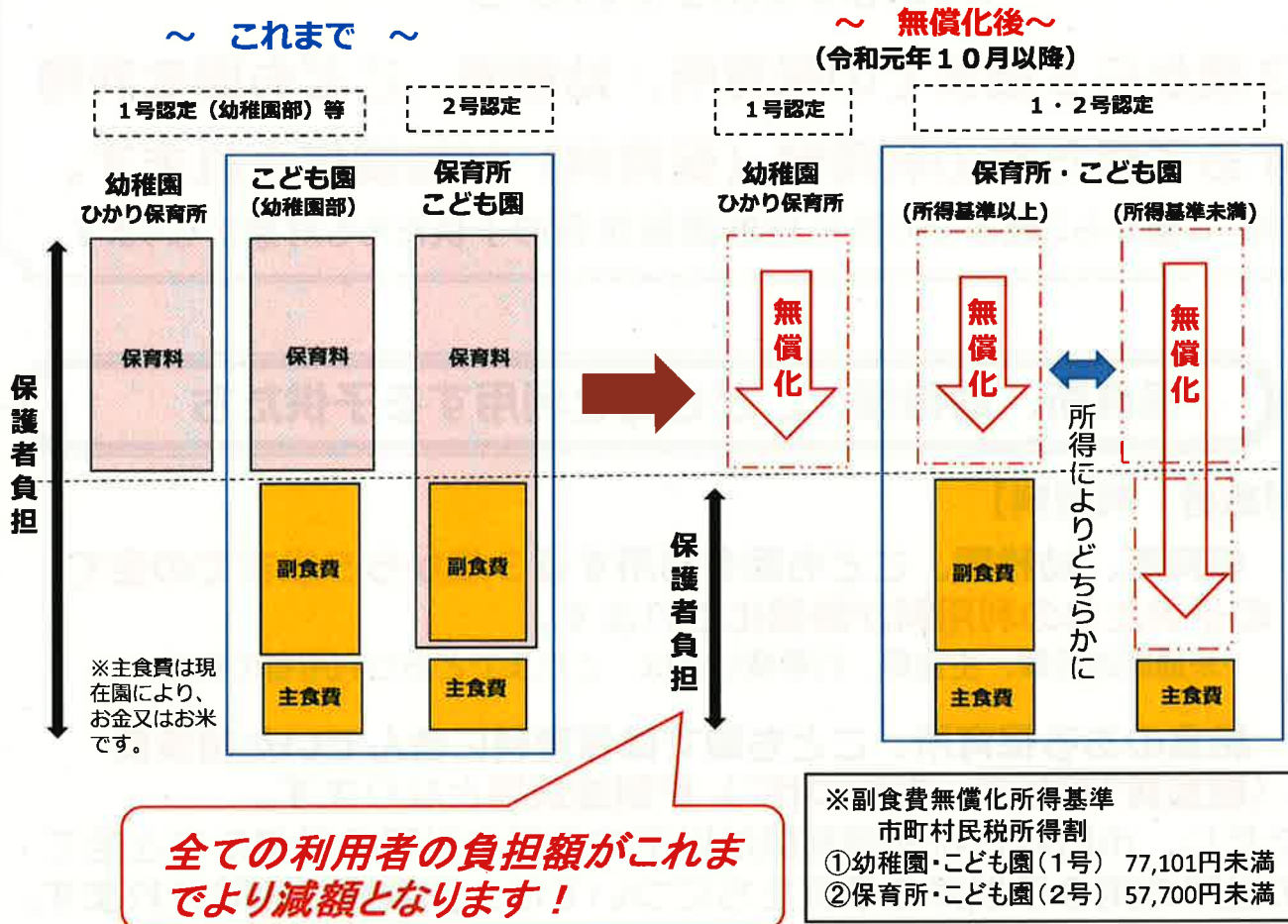
◎ これに加え、県と市町村では、多子世帯の負担軽減の観点から、独自に保育料の無償化を実施しています。該当する世帯には別途お知らせします。

◆ 10月以降、新たにご負担いただくこととなる副食代（おかず、おやつ代）の金額やお支払い方法などは、後日お知らせいたします。

◆ ご利用者ごとの負担額については、個々に通知させていただきます。

※裏面に続く

利用料無償化に伴う3～5歳児の利用者負担の変更イメージ



幼稚園、こども園 (幼稚園クラス) の「預かり保育」を利用する子供

【対象者・利用料】

- 幼稚園、こども園の利用に加え、最大月額1.13万円までの範囲で**預かり保育の利用料が無償化**されます。
- 無償化の対象となるためには認定申請書を提出し、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件 (認可保育所の利用と同等の要件) がありますので、教育学習課幼児教育室にご確認ください。

※ 幼稚園・こども園の預かり保育の実施時間等が少ない (平日の教育時間を含む預かり保育の提供時間数が8時間未満) 場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等 (例: ファミリー・サポート・センター (きっずぱーく)) の利用が無償化の対象となります。(月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)